

エネルギーを 見る眼

固定費を従量料金で 回収する弊害の数々

●再エネ普及の足かせにも

今も残る家庭用規制電気料金は、基本料金プラス3段階の従量料金となっている。この料金の特徴は、従量料金が消費量の増加に伴い増加する点と、より本質的なのは固定料金の水準が低く固定費用の多くを従量料金で回収する点にある。電気消費量が小さいほど有利になるこの料金制度は、主に2つの理由で正当化されていた。ひとつは省エネひいては省CO₂の誘因を与えるため。もうひとつは弱者保護のため。

しかし後者は説得力を欠くことが知られている。子供を多く抱えて電気使用量が多い家庭から、高価な省エネ機器や自家発電を導入できる一部の恵まれた高所得家計や、電気消費量は少ないが計量などの固定費用は他の家計と同様にかかる別荘所有者への所得移転が、弱者保護で正当化できるはずがない。

この問題の本質は3段階従量料金ではなく、基本料金が低すぎて固定費の多くが従量料金で回収されている点にある。この問題が顕著に表れるのが託送料金だ。託送料金が規制小売料金を上回るのは原理的におかしく、これを回避した託送料金の基本料金は必然的に低水準となる。送配電部門の費用の大宗は固定費なのに、この多くを従量料金で回収する歪な構造となっている。

従量料金で固定費を回収する料金体系では、kWではなくkWhを抑える自家発電が有利になる。系統電力の方が低コストでも自家発電の導入が進み、

結果的に系統需要が減って託送料が上がり、これがさらなる自家発電導入を促す。デススパイラルとの大げさな表現は感心しないが、必要以上に系統電力を不利にする歪みは存在する。

分散型の自家発電は系統の大規模電源と比べさまざまな不公正な取り扱いにより冷遇されてきた。地産地消の観点からも今以上に促進されるべきで、この程度の優遇は望ましいのかもしれない。しかし他のさまざまな不公正は是正され、分散電源が系統電力と公正に競争できる環境を作るのが重要で、歪んだ託送料金で実現するのは弊害が大きい。

（高い託送従量料金の弊害）

託送従量料金が高いことでより問題となるのは、電力消費の社会的限界費用がほぼゼロの局面でも電力消費が抑制されてしまう点だ。太陽光・風力発電の普及に伴い、春秋の不需要期を中心に電気が余り、これらの電源の出力が本土でも抑制される事態が目前に迫っている。不安定な再エネの普及に伴いその期間は拡大すると予想される。

出力抑制される時間帯に電力消費を増やしても、抑制量が減るだけだから、出力抑制時の電力消費の社会的限界費用はほぼゼロとなる。電力消費の社会的利益が正である限り、電力消費増は価値を生む。余剰電力で水素を作る事業も、将来の技術発展に伴い固定費用が削減できれば普及することも期



松村 敏弘

東京大学社会科学研究所教授

1965年生まれ。88年東京大学経済学部卒。博士(経済学、東京大学)。大阪大学社会経済研究所助手、東京工業大学社会理工学研究科助教授を経て現職。専門は産業組織、公共経済

待でき、ゼロエミッション社会の重要なピースとなるかもしれない。

しかし、たとえ電気が余って卸電力価格がゼロに近くなっても小売価格は託送従量料金が下限となり、低価格で電気を利用できない。託送料金の固定費を従量料金で回収することは、再エネ普及の足かせになりかねない。

この議論から、固定費を基本料金で回収しない2番目の正当化事由、省エネ・省CO₂の誘因を与えるとの議論にも欠陥があることがわかる。出力抑制する時期に電力消費量を抑制しても、捨てる電気を増やすだけで省エネにも省CO₂にもならない。これに対して炭素税なら、消費増に火力発電所のたき増しで対応する需要期の限界費用を上げるが、出力抑制時の限界費用は変化させない。炭素税ではなく託送従量料金を上げることは筋の悪い環境対策だ。

同じ構造の問題が再エネ賦課金でも発生する。消費者は再エネ賦課金をkWhに比例して負担しており、これも小売料金の下限を構成するので、社会的限界費用がほぼゼロの電気の消費を抑制し、再エネ普及のための妨げになりかねない。再エネ賦課金を需要期のみにかけることも検討してよい。

電力消費量の少ない世帯にとって、現行の従量料金に偏った料金体系は既得権益なのかもしれない。消費者団体の委員は各種委員会で低消費世帯の

負担を増やす改革に懸念を表している。

連系線利用ルールでは、ただ先に予約したというだけで、制度改革後も10年もの長きにわたって既得権益が保護され、逆に既得権益を抑制する容量市場の経過措置は形ばかりとなり、消費者の負担で既得権益を持った事業者にもたらす制度設計が続いている。この中で、消費者だけが既得権益にかかわらず社会の利益を考えるべきというのは酷かもしれない。

しかし、一部の消費者の既得権益を死守していると誤認されかねない主張を続け、結果的に再エネの普及を妨げることになれば、社会的利益を考えない利益団体だと誤解されるかもしれない。あるいは、この料金体系が省エネ・弱者保護の両面から筋が悪いことを理解する能力に欠けていると誤認されるかもしれない。これが長期的に消費者の利益にかなうのか、今後の料金制度改革に反対を唱える前に、消費者代表の委員は慎重に考えるべきだ。



卸価格がゼロでも小売価格は託送従量料金が下限に